

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
12年11月12日

滞納対策学習交流会
十一月十六日(金) 昼の部午後一時三十分
夜の部午後七時
会場 民商会館

消費税・市民税・国保・社会保険料の滞納の相談は民商へ

人権侵害の市税・国保の取立てに市が謝罪 市債権管理課交渉に五十名が参加

▼「指定日に全額払え、ダメなら差押え」の通知文書大量送付
▼相談窓口の対応は

頭から「差押えだ」。「国保を滞納しているのは、あなただけだ。みんなはじめに納税している」「ここに来たからは一括納付だ」「我々は滞納額しか考えない」といった放題。「思わず涙ができました」「まるで犯罪者扱いでショックです」「一人でいくのが怖い」の声が出されました。

▼市は民商に「営業ができなくなるような滞納整理はしない」と約束

一〇月二十九日の交渉で、市債権管理課は、このような窓口の対応に、人権侵害となること、納税者との信頼関係を台無しにするやり方であることを認め、謝罪と職員への指導の徹底を約束。

滞納処分から身を守る 営業と生活を守るのは権利です

民商の滞納処分から身を守る10の心得

- 1 営業と生活を守るのは当然の権利

日本国憲法は「生活費に税金をかけるはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則としています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。
- 2 書類は捨てず、必ず見る

滞納を「恥ずかしい」と放置すると差押えなどが進行します。税務署からの督促などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で相談に相談しましょう。
- 3 営業と生活の見直しを

営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合しましょう。毎月ムリのない支払いにするなどの交渉の力になります。
- 4 権利として「納税の猶予」の申請を

「納税の猶予」(国税通則法46条)、「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差押えはできません。差押えの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です。
- 5 担保に先日付小切手は絶対きらない

国庫印は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています(2005年5月17日衆議院財務金融委員会)。キツク振り戻しましょう。
- 6 生存権的財産は憲法に基づき保障される

憲法25条は生存権を保障します。生存権的財産の家や土地の差押えは、憲法29条の財産権の侵害です。差押えや生命保険の差押えはやめさせましょう。
- 7 差押えには「換価の猶予」や「差し押えの猶予」を

事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差押えは、猶予または解除できます。「換価の猶予」(国税徴収法151条・地方税法15条5)。
- 8 高すぎる延滞税は免除が当然

延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.5%以下になり全額免除も可能です(国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9)。
- 9 差押えに関する滞納者の保護規定の主張を

「徴収に必要な財産以外の差押え」や「無益な差押え」は禁止されています(国税徴収法48条)。差押財産の選別は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮しなければなりません(国税徴収法基本通達47-17)。
- 10 どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を

「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう(国税徴収法153条・地方税法15条7)。3年連続すると納税義務は消滅します(国税徴収法153条4・地方税法15条7)。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます(徴収法153条5、地方税法15条1)。

市に納税相談に行くときのお守り

商工新聞11月5日・12日号に民商の交渉の記事掲載

青年部学習会

新潟民商青年部では十月三十一日(水)に石山支部の青年部員さんの喫茶店ハッピービーンズ・コーヒーペアで学習会・フリートークを開催し、十一名が参加しました。学習会当日には今月中に中央区寄居町でバスソルトやスパのトリートメントなどの化粧品販売店『ローズ・オブ・ジェリコ』を開店予定の女性事業主も参加し商売の先輩である青年部員さんに活発に質問をして交流を行い「色々なことを気楽に相談できて参加して良かった」と大変よろこんでいました。次回の学習会ではお店を訪問します。



会話が弾んだフリートークの様子



秋の大収穫祭(鴨ネギ祭り)

関屋支部

十一月三日(土)関屋支部では会員さんの所有する畑で秋の大収穫祭、鴨ネギ祭りを開催。当日は天候にも恵まれおとなりの上支部や青年部も参加して美味しい鴨汁を食べてとても盛り上がりました。次回はさらに大勢に呼びかけ開催しようと今からやる気満々です。



カツマイモヤネギなどを収穫!

石山支部

母親大会報告会 開催

十月二十四日夜七時より、九月にオープンしたばかりの会員の喫茶店で母親大会の報告会を開催し、婦人部員八名を含む、計十五名が参加しました。支部からの参加者は皆で介護についての分散会に参加したこともあり、「分散会では介護をしている側の話が中心だったが、今までそういった話を聞いた事がなかったのでとても勉強になった」「次は介護を受ける側としての話を聞いてみたい」といった感想が出されていました。

また、消費税増税法案が可決されたことについても、「平等な税金だなど」といって実行されたら生活できなくなってしまう」「社会保障のために使うと言っているが、震災復興にすらお金を回していなかったのだから、とても信じられない」という思いがあり、消費税増税中止署名への協力も快く承諾してくれました。

美味しいコーヒー、ケーキがあったこともあり、和気あいあいとした楽しい報告会となりました。

大江山支部

第二回の消費税学習会を開催

大江山支部では消費税学習会を全六回で計画しており、第三回を十月二十九日に実施しました。

第一回は消費税について、第二回は確定申告について、第三回は国税通則法について実施してきました。参加人数は十三名と集まって頂き、回を増すごとに人数が増えています。

事務局が講師で「国税通則法の改悪」により税務調査がどのように変わるか説明しました。「前の法律からの変更点」と少し難しい内容を説明していると、役員さんからフォローして頂き、法律になじみの無い会員さんにも詳しく説明がありました。

税務調査が来ても任意調査であるという認識をしっかりと持ち、その場での約束ごとはせず、支部長や事務局に連絡して落ち着いて対応することで基本対策が纏まりました。

次回、第四回は「記帳学習会その1」を予定しています。より充実した学習会にしたいと考えておりますが、まだ参加されていない会員さんの参加をお待ちしております。みんなで学習して商売を伸ばしていきたいでしょう。